

令和4年度当初予算（案）及び国民健康保険料の改定（案）について

1 令和4年度の国民健康保険事業特別会計

- 歳出は818億2千万円で、令和3年度当初予算と比べ、1億5,700万円(0.2%)減となる。
- 一方、歳入を令和3年度の保険料率で計算した場合、814億2千万円となり、歳出との差引きで**約4億円の歳入不足**となるため、保険料を増額改定する。

【歳入】 (単位：億円)				【歳出】 (単位：億円)				
区分	R3 (a)	R4 (b)	増減(b)-(a)	区分	R3 (a)	R4 (b)	増減(b)-(a)	
国民健康保険料	176.5	176.6	0.1	総務費	12.1	11.6	▲ 0.5	
法定繰入金	基盤安定繰入金*	40.2	42.2	2.0	保険給付費*	563.8	567.2	3.4
	その他	15.5	14.6	▲ 0.9	納付金*	235.3	231.0	▲ 4.2
法定外繰入金	ルール分	6.6	5.5	▲ 1.1	保健事業	7.1	6.8	▲ 0.3
	収支不足分	0	0	0.0	その他(還付金等)	1.5	1.6	0.1
基金繰入金	6.4	0	▲ 6.4	計	819.8	818.2	▲ 1.6	
県支出金	571.9	576.7	4.8					
その他(国庫支出金、諸収入)	2.7	2.6	▲ 0.1					
計	819.8	818.2	▲ 1.6					

【基金保有額】 (単位：億円)			
区分	R3 (a)	R4 (b)	増減(b)-(a)
国民健康保険財政調整基金	11.2	14.0	2.8

※R4基金保有額は2月補正予算額を反映した額

(1) 国保特会の状況

- ・納付金総額：231.0億円(前年度比 ▲4.2億円 ▲1.8%)
- ・被保険者数：172,700人(前年度比 ▲11,300人 ▲6.1%)
- ⇒①**団塊の世代の後期高齢者への移行が増加することによる減少**
- ⇒②**令和4年10月からの社保適用拡大によって、国保から社保への移行することによる減少**
- ・一人当たり納付金：133,776円(前年度比 +5,917円 +4.6%)
- ⇒**高齢化の進展や医療の高度化等の影響により、一人当たり給付費等が増加するため**

(2) 令和4年度における新たな事業等

- ①未就学児の保険料の均等割額の5割軽減
子育て世帯の経済的負担軽減ため、令和4年4月から施行する。
(対象者 約3,500人、軽減額 約3,500万円(市負担は1/4の約900万円))
- ②脳ドック費用助成
新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に受診できなかった費用助成承認者に対して、受診期限を令和4年度末まで延長する。
(脳ドック費用助成の対象年齢が5歳刻みであることを踏まえた対応)
- ③出産育児一時金の支給額変更
産科医療補償制度の加算額引き下げ(▲4千円)、出産育児一時金の支給額引き上げ(+4千円)
→支給総額(42万円)は変更なし

2 保険料について

(1) 保険料率

県が示した納付金を元にその納付金を賄うための保険料必要額を算出し、条例の規定に従い、保険料改定(案)を作成した。

保険料率は全体で**1.27%改定**となる。

区 分	R3料率			R4料率		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	6.84%	2.72%	2.20%	6.71%	2.66%	2.32%
均等割	18,840円	7,080円	9,600円	19,920円	7,680円	10,560円
平等割	23,040円	8,760円	7,200円	24,000円	9,240円	8,040円

(2) 1人当たり平均保険料（年額）

	令和4年度		差(B)-(A)
	料金改定前(A)	料金改定後(B)	
医療・支援	94,471円	95,096円	625円
医療・支援・介護	103,554円	104,866円	1,312円

※介護分は40歳～64歳の加入者が対象

(3) 保険料の賦課限度額（国民健康保険法施行令の改正に伴う変更）

	医療分	支援分	介護分	合計
改定前	63万円	19万円	17万円	99万円
改定後	65万円	20万円	17万円	102万円

参 考

基盤安定繰入金とは・・・保険料軽減の対象となる被保険者の保険料軽減相当額を公費で補填するもの（負担割合に応じて、国、県、市が負担）

保険給付費とは・・・医療費に対する保険者負担分（同額が県から交付される）
（療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金等）

納付金とは・・・県内の保険給付費等の費用を賄うために、市から県に納めるもの